

(参考資料 1)

チェックリスト判定基準表

令和 2 年 3 月

チェックリスト判定基準表
(5) 直轄海岸保全施設整備事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 海岸背後地の防護効果の向上、海岸保全施設の安全性の低下等により事業の必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 費用便益比 ≥ 1.0
4. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
5. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 海岸保全基本計画に位置づけられていること。 ・ 海岸法等の規定要件を満足すること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表
(5) 直轄海岸保全施設整備事業

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 (例) 施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○保全対象面積のうち農地面積 (ha/地区) ----- (侵食対策) 3.3ha以上 (高潮対策) 62ha以上	
	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全・管理	○防護面積当たり農業関係施設防護効果額 (一般資産＋公共資産) 受益面積当たり農業関係施設防護効果額 (一般資産＋公共資産) (千円/ha・年) = 農業関係施設防護効果 (一般資産＋公共資産) (千円) ÷ 防護面積 (ha) (※農業関係施設防護効果 (一般資産＋公共資産) = 一般資産防護効果 (農業関係) + 公共土木施設防護効果 (農業関係)) 【注；効果項目は年効果額：千円】 ----- 930千円/ha・年以上	
	農村の振興	農村の生活環境の整備	○防護面積当たり農業以外施設防護効果額 (一般資産＋公共資産) 受益面積当たり農業以外施設防護効果額 (一般資産＋公共資産) (千円/ha・年) = 農業以外施設防護効果 (一般資産＋公共資産) (千円) ÷ 防護面積 (ha) (※農業以外施設防護効果 (一般資産＋公共資産) = 一般資産防護効果 (農業以外) + 公共土木施設防護効果 (農業以外)) 【注；効果項目は年効果額：千円】 ----- 1,670千円/ha・年以上	
			○整備海岸延長あたり防護人口 (人/km) ----- (侵食対策) 70人/km以上 (高潮対策) 155人/km以上	
			○整備海岸延長あたり防護面積 (ha/km) ----- (侵食対策) 8.1ha/km以上 (高潮対策) 34ha/km以上	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	多面的機能の発揮	国土の保全	①工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い（行政・住民合同会議等）がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系配慮 ②生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点以下） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観配慮 ②景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点以下） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ②関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ③地域における開発計画と本事業との整合性 ④耐震設計に基づく計画が策定されている について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：12点、B：8～11点、C：7点以下、－：該当なし ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ④ a：策定されている b：策定される見込みがある c：策定されていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係機関との協議		①漁協との協議が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ②a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業実施に対する知事の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村長の同意状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ②a：同意済 b：同意予定 c：未同意	
	事業推進体制		①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ②a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者が決定されているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：合意済 b：調整中 c：未調整 ②a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	緊急性		①過去の災害により、農地浸水や死者・行方不明者などの記録が残っていること。 あるいは緊急点検箇所、外洋に直接面している箇所、台風の常襲地帯、軟弱地盤、地震防災対策推進地域等の災害発生危険地域、ゼロメートル地帯に該当すること ②事業実施を予定する海岸保全施設の主要部分に広範囲の変状が発生していること ③他の公共事業（他省庁の海岸事業、治山事業や漁港修築事業等）等と連携をとるため早急に事業を実施する必要があること ④官公署、学校、病院等の公共建物、人家、老人ホーム、身障者施設または国道、県道、鉄道、空港、あるいは、団地規模が概ね20ha以上で、かつ高性能な機械による営農が可能な土地条件を備えているか、整備して備え得る農地が防護区域内にあること について、該当する項目の数により判断。 A：4～3項目、B：2項目、C：1項目、－：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）